

微小粒子状物質（PM2.5）にかかる総合的な対策の推進を求める意見書

我が国では、大気汚染防止法や自動車NOx・PM法による規制等により、大気環境の保全に努めてきており、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）などの濃度は大きく改善してきています。

一方で、微小粒子状物質（PM2.5）は、疫学的知見が少なく、暴露濃度と健康影響との間の一貫した関係が見出されていないことから、大きな課題となっています。また、平成25年1月以降、中国において深刻なPM2.5による大気汚染が発生し、我が国でもその越境汚染による一時的な濃度の上昇が観測されたことにより、国民の関心が高まっており、PM2.5による大気汚染に関して、包括的に対応することが求められていることから、政府に対し以下の項目について強く要望します。

記

- 1 PM2.5の発生源の実態や構成成分の解明をした上で、法律に基づく国民にわかりやすい注意発令の仕組みを整備するとともに、環境基準を維持できるよう国内外の発生抑制対策を推進すること。
- 2 国と地方自治体との連携を強化し、情報共有を図りながら、モニタリング体制の整備を推進すること。
- 3 PM2.5による肺機能や呼吸器系症状等への健康影響に関する調査研究を進めるとともに、研究結果に基づく指針等の見直しについては、速やかに実施できる体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月17日

常 総 市 議 会

（提出先）内閣総理大臣，環境大臣，厚生労働大臣

「河野談話」の見直しを求める意見書

平成5年8月4日、河野官房長官は従軍慰安婦問題の談話を発表した。これを基に韓国は世界中でジャパン・ディスカウント戦略を進めている。

近年、韓国の日本大使館前に慰安婦と称する少女像を建てたのに始まり、アメリカ各地でも慰安婦像や記念碑を次々に建立している。一月には、フランスで開かれた国際漫画祭において、慰安婦をテーマにした作品を展示した。今後、この漫画を世界中に巡回して展示するという。更に、8月14日を慰安婦記念日とし、ユネスコの世界記憶遺産に登録申請することも検討している。

これは、先人の名誉を辱めるだけでなく、これから世界に生きていかなければならない日本の子どもたちに女性を凌辱し、女性の人権を踏みにじった子孫と汚名を着せることになる。

日本政府が集めた2百数十点に及ぶ公式文書の中に強制連行を裏付ける資料はなく、談話発表の直前に行った元慰安婦と称する16名の女性の聞き取りを基に、その裏付け調査もしないで強制連行を認め、談話を発表したことを去る2月20日、国会において石原信雄元官房副長官の証言で明らかになった。

政府は、1日も早く慰安婦の聞き取り調査の検証を行い、談話の作成過程を明らかにし、確たる証拠のない「河野談話」の内容を早急に見直すよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月17日

常 総 市 議 会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、
総務大臣、外務大臣